

■ 条例の目的 ■

この条例は、市民や事業者・市が一体となって環境美化の推進に取り組むため、それぞれが実践する行動やマナーを示すとともに、ごみのポイ捨てやペットのふんの放置を禁止し、その他必要な事項を定めています。

そのことにより、環境美化意識の向上を図り、環境美化活動の実践及び参画を推進し、住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図ることを目的としています。

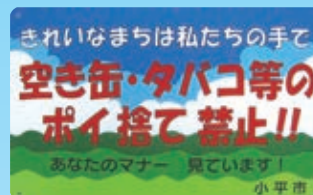
■ 美化啓発等看板の配布

犬フン持ち帰り啓発看板及びポイ捨て禁止啓発看板を無料で配布しています。

受付窓口：環境政策課（市役所4階）、東部・西部出張所、動く市役所



犬フン持ち帰り啓発看板



ポイ捨て禁止啓発看板

■ 犬のフン害対策 イエローチョーク作戦

イエローチョーク作戦とは、道に放置されている犬のフンを減らす方法として、フンの周囲を黄色のチョークで囲うことで飼い主に警告する取り組みです。



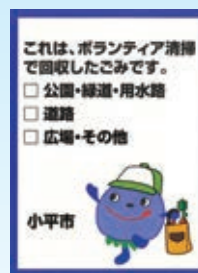
黄色のチョークを無料で配布しています。

受付窓口：環境政策課（市役所4階）

■ ごみ袋配布

清掃活動を実施する団体等には、ごみ袋と集めたごみを無料で排出するためのボランティアシールを配布しています。

受付窓口：環境政策課（市役所4階）



【問合せ先】

〒187-8701 東京都小平市小川町2-1333 市役所4階
環境政策課環境対策担当
☎ 042-346-9536 FAX 042-346-9643

まちの 環境美化 条例スタート

 小平市

